

労働者および労働組合の労災

と公害反対闘争の社会構造

宮 島 尚 史

一 公害と労災の位置づけ

一 公害というきわめてあいまいな概念を用いて論議している国はあまり多くない。我が国においては、公害といふこのあいまいな概念について、一方において甚だ広く、たとえば労働者特に公務員らのストライキや順法闘争に対し、「スト公害」などという悪意に滅した表現を提出すかと思えば、他方において、いわゆる環境汚染 *Umweltverschmutzung* の中でも、我が国の風土と我が国の住民の生活様式ひいては気質にびつたり、「たれ流し」公害およびインチキ・有害製品、という殺意のある企業活動のみが公害であるといわんばかりの、きわめて狭い意味でしか使わない場合がある。この二つの公害概念は、「公害学者」においてすら統一されていない場合が多い。しかしここでいえることは、この広狭不統一のあいまいな「公害」概念は、不統一でありながら、きわめて意図的・政治的なものであり、またきわめて共通の地盤に立脚している。それは次の通りである。

労働者および労働組合の労災と公害反対闘争の社会構造

第一に、きわめて意図的・政治的である、ということとは反労働者性という点についてである。このことは、「スト公害」にいたっては多言を要しないが、狭義の「たれ流し」乃至はインチキ・有害製品に限定する場合の殆んどは、労働者を加害者に仕立て、零細企業主・漁民・農民という「大事な」生産者階級——実はこの階級に「公害」的要素がある——がいかに被害を受けているか、ということをクローズ・アップし、反労働者的なプチ・ブル急進主義の運動を推進させ、労働者に濡れ衣をきせて資本主義の延命をはかろうとするものに外ならない。

それだけではない。資本制生産様式それ自体が、労働者大衆にとつて公害であることを故意にいんべいし、なかんずく公害を「かっこよく」摘発しているような商業政策をとるマスコミ自体の、「操作された情報公害」ともいふべき現象に対しては、マスコミ相互間の明示ないし黙示の申し合わせと、仲間のかばい合いから、マスコミ産業と金融資本、製紙独占資本及び権力との関係というマスコミの恥部はこれを故意にふせ、公害産業の「摘発」⁽¹⁾と公害産業のための広告・宣伝とを同時に一手にひきうけるという矛盾した厚顔無知を平然と行ない、そのしわよせを労働者にかぶせている。さらに労災についてはこれを報道しないか又は小さく報道し、就中マスコミ産業の中の労働者の由々しい鉛中毒をはじめとする職業病や労災については明示又は黙示の申し合わせを以つてこれを報道せず、またマスコミ労働者に対する労基法違反や不当弾圧もこれを報道しない。

第二に、きわめて共通の地盤に立脚している、という事の第一は、「反労働者性」である。「スト公害」なるキャンペンの狙いについては、前述の通りであるが、すべての「公害」について労働者を加害者、労働組合をすべて加害者集団に仕立て上げ、そのことによってむしろ企業（主）の「公害責任」をばかしている点において共通性がある。「公害」を口にし、公害を摘発する者の殆んどは被害者面をした加害者であるからこそ、自らの公害の加害性をいんべい

するために、このような摘発を先手を打って行なう必要があったのである。だからこそ、公害を摘発したり、公害学者と称する者の中で労災や職業病を語り、この摘発又は予防を強調している者は絶無に近い。

共通の地盤の第二は、科学の成果よりは、マスコミと裁判とを重視しているという点である。インチキ・有害製品又はたれ流し等の、この数年摘発されつづけた公害にしても、真の社会科学者及び自然科学者は、数十年前から、否百年以上も前に指摘し、警告し続けて来たことである。既に約三十年以上も前に、公害というモダンな、何かはじめからごまかしを含んだ言葉こそ使わないが、マルクスやエンゲルスが指摘済の如く、今日いわれている公害というもの最大の被害者は、労働者であり、通俗的にいわれているように、零細企業主、農業経営者としての農民、漁業経営者としての漁民ではない。このことは、これら零細企業主、農民、漁民等が公害の被害者になる事態はないということではなく、むしろこれら零細企業主、農民、漁民が被害者となった場合、それらに雇われる労働者は、これら雇主よりもよりひどい被害者になりうる、ということである。⁽³⁾公害反対運動の生成と展開又はその終末という課題一つをとって公害の唯一の被害者を自称する商人も農民も漁民も、例として我が国の戦後だけをとっても、十年前頃には大部分が「産様誘致」又は「開発」に賛成し、産業がもたらすたれ流し、騒音等の公害についても、今日公害裁判の英雄ともいふべき弁護士や「公害学者」は見むきもしなかったか、見むいても「裁判に向かない」という態度だったはずである。公害反対がにわかには活気づいたのは、この数年のことであり、「住民」の死傷病が続出し、したがってマスコミが報道し、訴訟物価額が巨額のものとなりしたがって「裁判向き」となり、⁽³⁾公害問題は、裁判の中でも民事損害賠償請求に集約される、という誤った道を歩き出し、このところようやくその自己批判段階に立たされているのである。この民事損害賠償への集約化は、我が国の裁判制度及び弁護士制度全般との関連において徹底的に総点検

されなければ、「司法反動」の裁判所に点数かせぎをさせ、階級裁判の位置付けを混乱させた結果に対する責任がばかされることになる。

(1) 製紙独占資本や電力会社の一喝にあっただけで、これらの「公害」キャンペーンをやらない上に、金融資本経営陣のどす黒い陰謀、スキヤングルについては押んでもマスコミは報道しない。

(2) 労働者を一人も雇わぬ農民、漁民及び商人と、労働者とはどちらが公害の被害程度が大きいか、という課題は、成立たず、ただそれら各々の被害についてののみ語られるにすぎない。拙稿「労働者の公害闘争の法理 1」労働法律旬報八一〇号一〇頁。

(3) この一、二年、事実として公害はふえている（昭和四九年八月環境庁発表参照）のに、公害反対は風潮として退潮である。しかしそれは、「いのちと健康を守る」という発想の住民のそれが退潮である、ということであって、「いのちと健康」に名をかりた営業主の営業権擁護の性質を有する「公害反対闘争」は依然として続けられている。その最大の原因はマスコミの、公害に対する報道件数の激減である。その社会的影響は、公害が減少したかのように見せられ、労働者のみが、安い、危険な生活をしいられている、ということである。

二 労災・職業病は、公害学者や公害反対運動が何と言おうと、「公害」といわれるものと同質であり、むしろ「公害」の職場におけるあらわれであることは否定できない上に、労災職業病に入らぬところの職場の労働者の目に見えぬ疲労なり、おいこまれた生活様式そのものが、「公害」といわれるもののあらわれに外ならない。

しかも「公害」においてはただ一人の死亡も、マスコミが報道するが、⁽¹⁾ 労災・職業病特に職業病による死亡が一、二名である場合には、マス・コミは報道しないのが常である。このような報道の操作性、偽瞞性もさることながら、本質的に、公害反対の住民運動の中には、それが労働運動の一環として展開しうる要素をほらみ、しかも労働者が立上った公害反対運動でないかぎり、公害の本質（公害源企業の公害原因と区別することを要する）を暴露できないのに反し、労災・職業病反対の労働運動は、労災・職業病と同質の被害が住民におそいかからない限り、それ自体では

住民運動たりえない性質を有するのである。公害と労災・職業病の同質性にもかかわらず、このような反対運動の相互関連性における、「逆は必ずしも真ならず」の差が生ずる場合は、これまでの我が国の「公害」反対の住民運動の主力が労働者であるというケースが多くなり、商人・農民・漁民であるケースが多かったことである。この法則的説明については別の機会にゆづるが、この現象は労働者又は労働運動に対し、反省をせまるものであると同時に、商人・農民・漁民は、その個人的な親類縁者のことを別とすれば、労働者の労災・職業病などに対し関心のある筈もなく、下手に関心を示せば、これら商人・農民・漁民のやとう労働者という自己の足許から、労災・職業病の火がつくことを百も承知しているのである。⁽²⁾

(1) しかし最近では、公害死亡も珍らしくなくなった、としてマスコミは、あまり報道せず、テロ報道に血道をあげ、間接的に権力を擁護している。

(2) 農民、漁民、商人等の公害反対運動の、「産業誘致」、「開発」の受け入れからはじまる立ちおくれについては前述した。昭和三十年代前半頃までは、工場周辺の労働者大衆の住居の煤煙、騒音や川の汚染による川べりの住民の被害が、細々と苦情の程度でうったえられていたに過ぎない。漁民、農民自体の公害加害性は、乾燥死米販売、殺虫剤・抗生物質の使用、業者と結託した地価のつりあげ、暴力図と一しよのバクチ、他国の漁民の漁業権侵犯、保守党支持・支援等あげばきりが無い。向坂・原・日本独占資本と公害、九七―九八頁参照。更に、漁民、農民、商人等が、企業公害についての企業秘密の漏示を労働者に迫り、これを漏示せぬ労働者を公害企業の共犯者扱いにしている(それを公害字者の多くが支援する)ことは無知というより悪質である。農民、漁民、商人は、いつ労働運動支援のために、自己の営業秘密なり、脱税秘密を積極的に労働者側に漏示したことがあったか。

三 労働者大衆にとつての精神的物質的害悪の根源は、すべて資本制生産様式そのものに根ざすものであり、そこから生ずるいわゆる「権力公害」、「産業公害」、「都市公害」、「物価公害」、「金融公害」、「情報公害」、「医薬公害」、「教

「公害」等不特定多数人の被害名称付与はつくるところがない。これらの発生源は、資本主義生産の主体としての企業及びその寄生分子であり、それは具体的には権力最上層株主、経営者、農民、漁民、商人、地主、自由業またはそれに近いものであり、したがって公害権力、公害企業(主)、公害商人、公害農民、公害漁民、公害商人、公害地主として現象する。

これに反し、労働者とは、労働者であるかぎり、これら公害企業にやとわれ、この公害企業の指揮命令によって使われるものである。この労働者を公害企業の共犯者と呼ぶことは勝手ではあるが、共犯者であるとする、「住民」の反対運動は、この共犯者である労働者を企業と共に規制し(?)、抹殺し(?)しなければならぬ筈である。これを厚顔無知にひらき直ったのが、「スト公害論」であり、共犯者論は、スト反対論(労働者と企業の体性を出発点として)とは同質であり、悪質きわまる独占資本の論理に外ならない。また逆に、通俗的公害論法によれば、公害反対運動の中に、住民としての労働者がいた場合(実際多い)、その労働者は共犯者の「裏切り者」か、「スパイ」ということではありえない。

しかし公害反対をする労働者は「裏切り」でもなければ「スパイ」でもない。「労働者は公害共犯者」という論理と、「スト公害」論者は、同一であるか、同質性を有している。これらの論者は、労働者に、企業の公害秘密を暴露せよ、と要求し、スト迷惑を叫ぶ。しかし国鉄労働者が国鉄の危険指摘を含んだ、公害反対・安全確保の闘争を敢行し、その指摘通りの事故が今日続発している事態をこれら論者は何と見るのか。事故は全部労働者の過失である、という企業論理をとるのかどうか。この国鉄労働者の公害反対運動であると同時に労働運動であるところの実力闘争に対する評価は回避してすまされることではない。

資本制生産様式の全機構が、公害である以上、「市民」や「住民」がこの資本制生産様式による被害者であるならば、彼等は労働者階級よりも早く、しかも先鋭的に、資本とこれの代弁者である権力に対し組織的な闘争に立上られた筈であるが、事実はこれと反対である。何故この数年労働者以外の階級から「公害摘発」、「公害反対」の動きが強まったのであろうか。それは第一の要素として被害住民の死傷病というぬきさしならぬ現象が生じ、またその原因が企業であることがマスコミ等を通じ宣伝されたからである。これが公害裁判の（勝利）という金とりへ導いた類型である。第二に、高度成長期の開発とか産業誘致とかについて、それに協力的、歓迎的であった農民・漁民・商人にとっては、何らかの経済的・社会的利益にむすびつく打算があつたのにもかかわらず、企業は、当然のことながら期待を裏切り、これら農業・漁業・零細商業という企業を、政策的・意図的に、あるいは権力を通し、あるいは欠陥・有毒商品を通し、あるいは「たれ流し」等によって、これら農民・漁民・商人の生業圧迫を行なつた。すなわちひとつの開發や産業誘致（今日でも「教育公害」に気づかず、「おらが町にも大学誘致」を大々的にやっている地方都市、実は公害の被害者を自称する農村・漁村が少くない！）に夢みた甘い打算が、とらぬ狸の皮算用であつたばかりか、国家独占資本主義の巨大な波によってつぶされこれら零細企業が生命無視の形で労働者又は失業者に「転落」するどころか、死者・不具者へおいやられることへの、零細企業主の抵抗として強まったのである。しかしこの抵抗の叫びは、死者・不具者へおいやられることの先輩格であるところの、労働者又は失業者としてではない。この抵抗にもとづく抗争は、本質的に資本対資本の救いのないものである限り、現象的には労使間の闘争より深刻、冷酷であることは法的に当然なのである。

第三には、労働者内部の問題がある。労働者の組織は我が国の戦後は企業別乃至企業内組合であることから、居住

地区の、特に住民としての運動に脆弱性をもち、しかも御用化された組合においては、企業秘密の厳守については、企業以上のものすらあることから、「高度成長」に酔わされ、「御用化された労働者」が居住区の一住民として、権力や企業の「公害」の摘発することに立ちおくれたことである。

第四に、「公害」が全命をも脅やかす程度にまで深刻化し、その生命の脅威は「全国民」的であると、マスコミや公害学者によって定義され、しかも、農民、漁民という土着の見動きならぬ者にとっての生命の被害が顕在化し、公害企業の労働者は、比較的⁽¹⁾安全地帯に隔離されたからである。

右にのべたような原因が、この数年来、「住民運動」としての、乃至「市民運動」としての公害反対闘争が強く、労働者の運動がなきに等しいように見える現象を生ぜしめたのである。

しからば、我が国の労働者は、第一にいのちと健康を守ることに鈍感でいのちと健康を守る闘いをおこななかったか、第二に「住民の公害反対運動」の労働者階級及び労働者に対する位置づけはどのように考えるべきか、そしてこれまでの公害反対運動の成果乃至プラス・マイナスは何か、第三に公害反対にこれまで労働者はどのような取り組みをし、また将来どのように取り組んで行くべきであるか、そして将来のとりくみに対する権力や独占資本はいかなる態度でのぞみ、この権力や独占資本の攻撃に対し、労働者階級としていかに立向かうべきか、という課題が生ずる。

(1) このことは新産業都市などに特に見られる。そしてこれらの都市の重化学工業の労組の多くは、「生産性向上」の報酬的質上げ意識を持つが、労働運動の認識にかけた御用組合化が行なわれている。千葉県⁽¹⁾の清況については、千葉県住民運動連絡会議・千葉県の環境破壊と住民運動参照。

二 従来の労働者の公害に対する取りくみ

一 「いのちと健康」を犯されることに抵抗する運動が労働運動において立ちおけていることが「市民」又は「住民」特に被災「市民」、被災「住民」の側又は、公害理論の労働者加害者論から指摘されて来たが、これは事実に対するか、事実をことさら歪曲するものである。なんとすれば、我が国戦後の労働運動のうち、特に昭和三十年代の運動は、二、三の例外を除いて賃金闘争のみであって、安全衛生や労災の面の闘争が相対的に弱かった、という指摘は正しい。しかし「いのちと健康」が労働者の職場において労働者内部から問題化された歴史は、外国においても我が国においても市民や「住民」が問題化する以前から存する。それは職場にいる労働者が、職場で死者や不具者にされ、危険又は危険の秘密につき市民や住民よりも早く知りうる立場にあるからである。換言すれば、いのちと健康の破壊が今日全住民的、全市民的になったことは、資本制社会の、独占段階における末期的症状のあらわれであり職場における労働者の死傷病が問題化したことが早いからこそ、資本と権力の側はこれに対し一応その場しのぎ的な抹助の手を打って今日にいたり、市民や住民の反対がようやくおこつて来たからこそ、資本と権力の側は安全衛生、労災に対してなしたと同様の、その場かぎりの公害対策を一応ここで打とうとしているだけなのである。

二 これまでの労働者の公害闘争へのとりくみは、先ずその組織的動きという点から大別すると二つの類型が、すなわち労働組合組織を中心とする公害闘争と、労働者の個人ないし住民としての公害闘争とが存する。

この二つの類型の中にも、その労働組合なるものの組織上の地位と性格等により、いくつかの類型があり、その類型の中には、結局労働者が一人で、個人として、あるいは孤立した形で公害にとりくまなければならざるをえないよ

うな、第二の類型に帰着するものもあるので、この、組織形態を基準とした二つの類型分類は、正確な分類になりえない、という所にむしろ現段階の労働者の公害への取りくみの複雑さがある。

前者、すなわち労働組合組織を中心とする公害闘争の中の第一の類型は、公害源ともいうべき企業ないし権力の組合の単組が公害反対にとりくんだ、又はとり組んでいる例であり、第二に、公害を公害源でない労働組合（同一産業の場合と異種産業の場合あり）がとりくんだ、又はとり組んでいる例であり、第三に、単組よりは、地区労、県評などの、企業外の連絡組織ないし指導組織がとりくんでいる（その限りにおいて言葉の正確な意味又は法的な意味において労働組合ではないものも少くない）が、現実の具体的な公害への取りくみは単組であるよりは単組の中の少数組合員又は一人の組合員という場合がある。

三 後者、すなわち労働者の個人ないし住民としての公害闘争の類型の中にもいくつかのものがある。

その第一は、「水俣病を告発する会」に見られるように、労働組合のすべてを、社共の政治勢力を、一義的に「公害闘争とたたかわぬ既成の体制内の共犯組織」というレッテルをはった上で、「自我」にめざめた市民としての運動を、労働運動と意識的に絶縁して行なうものであり、ブルジョワ・ジャーナリズムからは、公害反対運動の模範のようであがめられた「組織活動」であり、労働者がこの「組織」の一員として「参加」しているものである。

第二は、この第一の類型の公害反対運動や、それよりもさらに「市民的」な広範な層のゆるい結合や同調者達の運動に、陰に陽に参加したり、情報を提供したりして陰の力となつている場合である。

四、公害に労働者がとりくむ類型が一応組織形態を基準として右のように分類された上で、その分類から更に行動の態様の分類が考えられる。

行動の態様は、第一に公害点検活動による暴露・告発・告訴であり、第二に公害反対のデモ、ストライキ等の実力行使であり、⁽¹⁾第三に、公害反対運動に対抗する権力や企業の対抗手段としての攻撃に対する労働者側の抵抗である。

したがってこの公害への労働者の取りくみの態様の類型と、前述の組織の類型との組み合わせは、事の性質上組み合わせ可能なものとそうでないものがあることは自明のことである。そして公害への労働者の取りくみの行動の態様としては、労働者個人又は地区労、県評などの暴露・摘発が最も多く、したがって公害発生源労働組合の、公害反対のためのデモ・ストはいままでの所その数はきわめて少ない。

そもそも、公害源企業労働者の公害反対闘争は、公害源企業の労働者にとって、賃金闘争や時間短縮闘争の如く、要求がたとえ全面的に実現したとしても、それによってその翌日からの職場の日常の労働条件の改善向上ともいうべきものが、実現されるような性質のものではない。たとえその公害反対闘争がその労働者の安全衛生、労災補償と直結したものであっても、安全衛生、労災へのとりくみが、賃金闘争や時間短縮闘争のような形においては、少くともいままでの所取り組まれていない以上、同じことがいえる。ましていわんや、当該労働者の職場の安全衛生、災害補償と直結しない公害闘争は、当該闘争にたずさわる労働者の労働条件の「明日からのすぐの改善」にならぬばかりか、当該労働者の労働条件にとつては永遠に（ただし、資本主義がつづくまで）改善にならないものである。そのみかこのような場合、企業秘密の漏示による懲戒や、刑事罰の危険すら待ちうけている。⁽²⁾勿論我が国の全労働者が労務拒否をしたら、公害はなくなる、といえる。しかしこのような想定は、労働者がいなくなったら公害もなくなり、資本主義がなくなる、という類の観念的・抽象的想定にすぎない。労働者以外の階級又は寄生分子に限り、自らの金の出所を秘匿して労働者を事ある毎に「そんなに金がほしいのか」と侮辱したが、公害源労働者に対しても、このよ

うな侮辱をするのが常であるが、労働者は公害労務の無期限拒否をすれば死を招くのみである。

他方、逆に公務員やサービスマン等の労働者の中には、賃上げストは、住民や公衆と共闘できにくいのでさるべきけであり、これに反し、公害の暴露等の闘争こそ住民や公衆と共闘できるので、公務員やサービスマン等はこの公害反対闘争に主力をそそぎ、労働条件については実力行使はなるべくさけるべきであるという意見が相当見られる。この意識が強く、しかも或る意味において公害と、すなわち「教育公害」と日常とりくみ闘っているのは、教員の職場であり、教科書裁判や教員裁判にみられるような、教育権と労働基本権の相剋がこれである。しかしこの論法においては労働条件、したがって生活と生存、したがっていのちと健康は、他人まかせ、権力又は企業まかせ、ということになり、公害の側面からのちと健康、人権と幸福追求にとりくむことと矛盾すること甚だしい。換言すれば、労働者でありながら公害への取りくみの発想と運動とが、ブルジョワ的地盤からなされてその発想と運動に追隨するからこそこのような支離滅裂に陥るのである。

公害への取り組みのブルジョワ的発想は、企業活動のうち、企業の公害活動(?)の停止と、加害者の行為に対する損害賠償に、したがって逆に損害賠償に代えて責任保険を樹立し、公害行政基準の良し悪しをことさらに捨象してこの公害行政基準さえ遵守した企業活動を続けることが企業として健全で、ひいては人民の「福祉」をもたらしという笑止千wanな発想を意味する。

これに対する反論は、公害反対運動も、裁判所も、行政権力も、公害を金銭賠償でのみ処理することをもって終局的滅足を得ているわけではなく、公害企業の「操業停止」を目標としている、という。

たしかに、事実として、公害反対運動も、裁判所も、行政権力も、公害企業の「操業停止」ということをこの一、

二年の段階でクローズアップさせている。しかし公害企業の操業停止とは、当該公害企業の公害要因のみの除去にとどまるのか、公害企業を全体として停止、解散に迫いこむのかといえ、前者である。しかし前者である場合は勿論、後者であっても、「公害（指定）企業」以外の企業は、「無害企業」である、という、あるいは公害指定製品以外は「無害製品」である、というレッテルはりを意味する。そのことは、資本制生産様式下における企業と権力の公害性をことさらいんべいし、その延命をはかる手のこんだやり方に外ならない。

(1) 拙稿「労働者の公害闘争の法理 2」労働法律旬報八一五号二三頁以下参照。

(2) 国公法一〇〇条地公法三四条改正刑法草案一四〇条、三二二条、多くの企業の就業規則の懲戒条項参照。

(3) たとえば、騰写紙の有害性が叫ばれたとき、他社の騰写紙売上が増加し、結果的に、「無害」といわれた他社の利潤を増大させた。「非公害」企業や「無害企業」など資本制生産様式のもとにおいてはありえない。

三 住民の公害反対運動への取りくみと公害裁判の位置づけ

一 住民の公害反対は、前記のようなブルジョワ的発想からなされているが故に、かなりの程度において「裁判向き」であり、げんにその闘いの多くは裁判闘争に集約されて来たし、また裁判闘争の多くは勝利をおさめて来た、ともいえる。この裁判闘争勝利の原因は、被害の放置できない由々しさ、それに抵抗する被害、被災住民の怨念、弁護士の活動等さまざまな要因があげられる。しかしここで見のがすことが出来ないことは、職業病・労災の闘いや裁判闘争は、その被害又は被災労働者の苦しみや怨念や弁護士がこの数年来の熱意ある活動にもかかわらず、公害裁判程勝利が出つづけない、ということであり、また公害裁判もその勝利は思った程続かないし、救済法理において前進し

ないということである。この「闘いと裁判闘争」に関して法則としていえることは、「裁判向きである」、すなわち提訴さえすれば殆んど勝訴するような「裁判向き」のものは、傾向として「保険化」すなわち責任保険化の傾向にある。また労働者の血税を公費として対策費の足しに援助する傾向にあるのである。⁽¹⁾そして公害活動の傾止については、不完全な行政基準設定とその運用について摘発から「指導」へと軟化の傾向があり、また処罰については、不起訴、起訴猶予そして刑事裁判における証拠、因果関係、違法性、責任と、刑事責任のがれの既成のブルジョワ刑法理論の駆使が待ちうけているのである。⁽²⁾したがって公害活動の停止やその責任者の刑事処罰による事実上の公害活動の停止は全く期待できなくなるのが国家独占資本主義の一般法則であり、このことは労働者のぎせいにおける企業優先の我が国において特に著しい。

(1) 責任保険化「社会保障化」の偽瞞性については、拙稿『労災裁判』の総論的課題「学会誌労働法四三号四六頁参照。

(2) 拙稿「労災・公害の犯罪構造」学会誌労働法三九号一七頁以下参照。

二 公害民事裁判においては勝訴の事例が多く、しかもその判決理由には、従来と異なった因果関係判断、権利概念、損害額算定等がみられ、公害学者から絶讃を拍しているのに反し、労災民事裁判、労災の行政認定を争う裁判及び公害罪裁判においては斬新性が少しも見られないか、その斬新性は公害民事裁判の判例踏襲であったりする事実是否定できない。それは何故か。それは公害と労災・職業病の同質性にもかかわらず、公害民事裁判と労災・職業病民事裁判との差異に由来する。⁽¹⁾

すなわち、第一に公害民事裁判は、因果関係のみが問題とされ、これについては疫学的なそれでよいという結論が下されたことにより、立証責任の負担も被害者にとり軽減させたことにより解決するのに反し、労災・職業病民事裁

判は、公害民事裁判においては登場することの殆んど全くない「過失相殺」という労使関係においてたえず労働者側に不利に機能するブルジョワ的原则との闘いがある上、裁判に伴なう労働者の生活ひいては生存の危機は、公害裁判と比較にならない。

第二に、公害反対運動と公害民事裁判の原告の、少くともこれまでの生業は、農業、漁業、零細企業という、労働者階級以外のものが多かったことは、裁判所又は裁判官に、労働者の場合に比し、比較的同階級乃至類似出身階級の同情を、おこさせやすいものである。これら住民の公害反対の運動は、「営業の自由」の擁護から生命の擁護へと発展したもののだけに、公害反対運動の出発点は、国家独占資本主義の下における、国家及び独占資本と零細資本との、時として現象的には労使間の紛争よりもより激烈なそして冷酷な衝突の一面として、また国家・独占資本の、農業・林業・漁業・畜産業の意図的破壊という法則の中における、これまた時として現象的には労使間の紛争よりもより激烈な衝突の一面として登場した。しかも到達点としての生命の危機という由々しい事態のとり上げ方においても、この出発点から脱却できないためか、それとも、公害源企業の生存の課題の科学的位置付けがそもそも階級として出来ないせいも、労働者の生活と生存の課題が素通りされるばかりか、意識的に反労働者的である。労働者は企業によって利益をえているが、住民は利益をえていない、という支離滅裂な労働者攻撃が一般に受け入れられている。このような、反企業攻撃のように見せかけながらの反労働者攻撃は、独占資本の番人たる裁判所に受け入れられやすい。すなわち、独占資本の番人である裁判所は、「企業と労働者とを攻撃している住民の運動が導火線となって労働者が立上ったら自分を含めて最後の事態だ。いまのうちに、金で片付くのなら、労働者からしぼりとった、くさる程ある企業の金を住民にバラマカせるにしくはない」というごとき配慮と、自分の身も一刻一刻公害にむしばまれて死を早め

ているという恐怖感、すなわち「自分だけは長生きしたい」という利己的な生存欲から、時代おくれの民法や証拠原則を多少「進歩的」に解釈して「被害者救済」を行なったのに過ぎない。これを「画期的」と絶讃したのは、労働者階級と被災被害者とを除くすべての者であった筈である。⁽²⁾このような判決がいくつ出たところで、公害の一つとしてとまっていないどころか、公害はいよいよ増加の一端をたどるばかりであるし、労働災害・職業病はへるところかふえつつあることに故意に目をふさがせるのは、マスコミと権力との共謀であり、また権利イコール裁判という誤った觀念から抜け切れぬ法曹界の宿命的不明さである。労災・職業病裁判は、多くの労働事件裁判に見られるごとく、階級裁判であるが故に、企業と裁判所は、あらゆる市民法的武器という反労働者的なものを総動員し、特に「労働者の過失」と「相当因果関係」を金科玉条とする上、因果関係については、職場に疫学的手法なし、という時代おくれの古道具のみを持ち出すがために、労災・職業病民事裁判は、公害民事裁判の後塵を拝するのがせいっぱいなのである。

労働者は公害の最大の被害者であるにもかかわらず、最大の加害者あるいは最大の加害の共犯者に仕立てられがちである。反労働者フレーム・アップの操作は、独占資本と権力の十八番である。公害反対の住民運動が、多くの場合このような独占の「論理」から、労働者を無差別に敵呼ばわりしていることは、皮肉にも正当な一面を有することは、公害反対の住民組織の内部構成が、労働者を含まない場合である。この「住民の敵労働者」に、住民は企業秘密の漏示と、企業への裏切りという冒険を懲遷する。時として労働者は、労働者の敵の秘密を別の敵に漏示するが、ここで強調したいのは、次の四点である。

第一に、右のような冒険を、身分や地位の保障や相当又は応分の謝礼など全く考えず、労働者に懲遷しているの

は、憐憫している側の水の如く冷い資本の論理と打算に外ならない。地域住民は時として、スト労働者に同情を示すことは、ないではない。しかしその同情は、資本の論理か、温室育ちのブルジョワ子弟の自己偽瞞的ジェスチャーに外ならず、階級的なものなどありえよう筈もない。これら住民は、労働者となって労働者階級の一員に加わることが可能であるが、一度び労働者が懲戒解雇されると、その労働者は、「住民」となることは甚だしく困難である上、労働者階級の一員としてとどまることすら困難である。

第二に、「住民」は、企業秘密の漏示等につき、労働者に対するは、資本制の基本原理であるところの、平等・対等したがってギブ・アンド・テイクをとらない。これは住民が、国家や独占資本に対しては被害者でありつつ、労働者に対しては加害者として位置付けられる一つのあらわれである。その証拠には、労働者が、企業秘密を暴露し、内部から公害を摘発したことに対し「住民」は、価格や商品の質・量、売買や脱税のからくり等の「営業の秘密」そして自ら使用している労働者に対する「搾取度の秘密」の真実を提供したためしは皆無である。

このことは、労働者にとっては職場における使用者からの「一方通行」に加え、居住地における「一方通行」を労働者以外の階級によって強いられることを、すなわち労働者は二四時間全生活において、労働者以外の階級から二重の「一方通行」を又は「一方的強制」を、労働者側の犠牲において強いられることを意味する。「何でもカンでも労働者」を利用し、利用におどらなければ、罵倒することは、むしろ正体をあらわした資本の手前勝手な論理に外ならない。

第三に、右第一のことと第二のことが総合されて登場するのは、公害便乗（偽装）閉鎖又は偽装倒産の場合であり、これは公害企業問題の中における特殊な問題想定ではない。この場合は、図式通り、労働者は、倒産又は閉鎖反

対であり、住民は閉鎖大賛成である。「住民」というものは、「学識経験者」にいわせると労働者と異つて企業によって利益をうけることが全くない被害者であるから、住民は日本から全企業そして自分もなくなれば、生きられる(?!) そうである。企業閉鎖は又倒産、すなわち解雇＝生存の破滅に通ずるような、そして解雇されても、面倒を見ぬどころか、全員解雇に賛成する結論しか出ぬような、住民運動こそ、労働者階級によって糾弾されるべきであるし、そのような住民運動へ労働者が協力せよと唱導することは、労働者階級への攻撃と侮辱に外ならない。

第四に、「住民」と称する者のうち、漁民、農民及び商人は、営業主なるが故に、労働者とちがつて「団結」し難いものである。公害反対や、反税、そして反労働者組織として団結が存在しているようにみえても、その団結は、質的に労働者の団結と異なり、常に自己中心的であり、その個人の利害だけが存在し、その個体がよせ集められたものに過ぎない。すなわち、漁民、農民及び商人の、公害反対の運動のための組織は、性質上全国統一組織まして全世界的統一組織などできるものではなく、自分の所を追出して、他の農民、漁民又は商人に加害があるか否かは関知するところではないのである。⁽⁴⁾

(1) 拙稿「労災裁判」の総論的課題」学会誌労働法四三号二九一三〇頁

(2) 帝国主義の末期的症状の中では、当然のことや些細なことでも、権力や独占資本と少しでもニュアンスの差があれば、激賞されるのが一般法則である。ニュアンスの差を示した当事者にとっては勇氣のいることであるから、誹謗することはできないが、当事者個人への賞讃と、そのニュアンスのある措置の社会的価値評価とは常に厳密に区別されなければならない。

(3) 公害(便乗) 倒産や公害(便乗) 企業合理化と日夜闘う労働者に対するいつわらざる評価を、公害反対の農民、漁民及び公害学者は、回避してはならないのではなからうか。これと異なった角度からの比較的新しい分析として坂本「地域社会における労働組合の公害反対闘争」ジュリスト五三四号一四頁以下がある。

(4) 昭和四九年九月二〇日前後の、原子力船むつに対する、むつ湾内と尻屋崎の漁民又は漁協の動きを見よ。

四 労働者の労災・職業病・公害反対闘争

一 労働者にとって労働者以外のものは、すべて敵階級である、という自明の論理からは、労働者階級としては、戦略の課題として住民の公害反対闘争を、自らの、公害にかぎらぬ全闘争の中に位置付けなければならぬ。それと同時に、戦術の課題として、労災・職業病に対する闘いと、公害反対闘争との具体的な結びつけ方を位置づける必要がある。

第一に、公害に対し闘い得る唯一の階級は労働者階級だけである。勿論労働者が御用化されていて自らの階級意識の自覚において低い場合には、現象的には闘いがおこなえないのみか、住民の闘いに積極的妨害を加える。⁽¹⁾これと反対に、農民、漁民又は商人は自己の営業上の利潤に敏感であるため、営業上の利益の侵害に対して、即座に営業主として反撥の反応を示す。その即反応としての「闘い」によって、農民、漁民、商人は、失うものがないどころか、利益主張で得るものがあることが目前に見えている。労働者においては、賃金値上げ以外は、自己の健康の漸次的維持とということである上に、反対運動は、常に不利益処分の影がつきまわっている事実は否定できない。

しかし長期的には、農民、漁民及び商人は、自分さえ利益を得れば、資本主義を倒すどころか、資本主義の擁護者となり、自ら雇う労働者をはじめ、労働者階級の敵対者になるのである。しかしこのような搾取者としての農民、漁民、商人であっても、その運動が労働者の運動目標と一致する限りに於いて、労働者の協力が、できうべくんば労働者が先頭に立つことが必要である。⁽³⁾しかし、これら農民、漁民、商人等の運動のすべてが労働者を利するとは限らず

その運動が労働運動にとって敵対的要素を有する限りにおいて、労働者はこれらと縁を切ることが必要である。⁽⁴⁾

- (1) 企業内では御用化に甘んじ、企業外でのみ公害等を闘うタイプの労働者も実際にはいるが、このタイプは間違っている。
- (2) 補償のみならず、生業の安定と発展、公害非汚染等、有形無形のもの。
- (3) 反税・反軍・反金融等反権力、反独占の諸々の闘争。拙稿「労働者の公害闘争の法理」2。労働法律旬報八一五号三〇—三二頁参照
- (4) 企業の永久的全面閉鎖、それに伴う全員解雇、労働強化、秘密漏示の強要等。

二、第二に、企業外への汚染公害などが、労働者の労災・職業病発生と直結している如き場合は、労働者から立上るべきであるし、又立上りが立遅れ、外部の「住民」の立上りが既になされている場合には、おくれをとるべきでない。⁽¹⁾この労働者の立上りの組織については、一義的に理解すべきでないが、被災労働者と企業内組合との、職場放棄、実力行使を含む立上りの有無によって、労働運動のみならず住民運動の発展が左右される。

第三に、製品、価格等をめぐる公害については、企業内労働組合は、住民運動に追従する役割を果さざるをえないし、また自らの実力行使は望みうべきもない。勿論これらの課題について労働者の闘争が強化されれば強化されることにこしたことはないことは言をまたない。

(1) この場合ですら、住民運動は、企業活動停止又は企業閉鎖まで行きつかなければ不徹底の謗りを免れないのに反し、労働者の運動の場合は、第一に、労災・職業病・公害を理由とする労務拒否（これは言葉の蔽密で意味における争議行為ではない）、第二に、企業役員の現行犯逮捕、第三に、危険有害要因排除の訴、そして第四に、危険要因に代替する作業施設設置履行の訴まで行きつかなければ不徹底の謗りを免れない。すなわち危険有害要因に対するこの除去を以ってと住民運動は、終るのに反し、労働運動は、この除去を以って始まるのである、という点に基本的な差が存する。拙稿「労災裁判」の総論的課題「学会誌労働法四三号四七—四八頁参照。また労働者又は労働組合の具体的活動スタイルの分析については、拙稿「労働者の公害闘争の法理」2「労働法律旬報八一五号二四—二七頁参照。

三 第四に、住民運動における住民の大部分が労働者である場合には、その住民運動と労働運動とは、いかなる場合においても連けいしやすくなるが、その場合でも住民としての労働者の構成が、多種の業種、企業である場合には、それらが地区労等において日常連絡の密なものでないかぎり、連けいは容易でない。このような場合は住民としての労働者の強化や、企業内労働組合と住民との密着のみを機械的に考えるべきでなく、地区労的なものの強化をはかることによって、密着を、密着をはかることによって、地区労と企業内労組の強化をはかるべきである。

第五に、労働者は個人個人では、企業の業務命令にしばらくられ、基本的に、雇い主である当該企業に対し反企業のな公害反対など出来にくいのに反し、労働運動は、もともと反企業運動であるから、この点は比較的相対的にやりやすい。しかし労働運動として、ということの中にも、企業内の組合員を総動員して、ということ、役員の宣伝活動として、地区労のオルグ活動として等各種のいみがあり、それらは情勢と戦術的配慮からそれぞれ異なるのである。

第六に、要するに、労働運動と住民運動とは質的に異なるものであり、労働運動が、公害反対に、住民より立ちおかれている、という指摘や非難は的をえたものではない。

そもそもが、公害という概念を用いれば、労働運動は反公害運動である。しかし労働運動の力量は、いかに企業内組合を脱皮したところで万能でなく限界を有することは、住民運動が、労働運動とちがった質と量との限界を有することと同じである。住民運動は、いかに逆立ちしても、労働力搾取という資本主義の基本的からくりを摘発しうるものでなく、労働条件改善闘争の主役にはなりえない。労働運動が御用労働運動すなわち企業の運動でないかぎり、反権力、反独占の住民運動に敵対するものではないのに反し、住民運動は、労働者の革命的行動に対してはむしろ敵対しがちなのである。階級的労働者にとっては私的所有と私的利潤の上に立つ農民、漁民、商人とは、時と場合により

連けいするし、連けいしなければ、両階級の不利益を生ずる場合も、特に国家独占資本主義段階では生ずるが、農民商人、漁民が階級的労働運動の助長、争議行為の支援、被解雇者救援に何らの手もかさず、脱税を含めた自己の「営業秘密」を労働者にもらさぬ以上、労働運動だけが、私利利潤追求者の利益擁護のために、企業外労使協調よろしく奔命に疲れ、自己の秘密ではありえない、他人であるところの企業の秘密を提供し歩くことが、労働運動として正しいものであろうか。